

社会保険労務士法人マツザワサポート
 ライフサポートまつざわ
 〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19
 TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218
 Eメール info@matsuzawa-support.com
 URL http://matsuzawa-support.com

今月のテーマ

【PART1】

H29年度 雇用関係助成金のご案内

～処遇や職場環境の改善を図る場合に支給される助成金とは～

平成29年度の雇用関係の助成金についてのご案内です。
 雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、是非ご活用ください！

生産性要件について

労働関係助成金は、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合、**助成の割増**があります。

- 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その**3年前**に比べて**6%以上**伸びていること

$$\text{生産性} = \frac{\text{①人件費} + \text{②減価償却費} + \text{③動産・不動産賃貸料} + \text{④租税公課} + \text{⑤営業利益}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

<生産性要件算定シート>

項目		勘定科目	A) Bの3年前年度 (年度)	B) 直近年度 (年度)
付加価値	①人件費	役員報酬		
		役員賞与		
		給料手当		
		賞与		
		通勤費		
		法定福利費		
	②減価償却費	減価償却費		
	③動産・不動産賃貸料	地代家賃		
	④租税公課	租税公課		
	⑤営業利益	営業利益		
(1) 付加価値 [=(①～⑤計) (円)]				
(2) 雇用保険被保険者数 (人)				
(3) 生産性 [=(1)÷(2)] (円)				
(4) 生産性の伸び [=((3)B-(3)A)÷(3)A]			()%	

※ なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合に支給される助成金

	助成金名称	助成の対象	助成額
	●職場定着支援助成金 I 雇用管理制度助成コース★	雇用管理制度(①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度、⑤短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	【制度導入助成】 ①～⑤ 各 10 万円 【目標達成助成】 57 万円<72 万円>
	●人事評価改善等助成金★	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る	【制度整備助成】 50 万円 【目標達成助成】 <80 万円>
有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員)	●キャリアアップ助成金		
	I 正社員化コース★	正規雇用労働者等へ転換又は直接雇用を実施する	※平成 29 年 4 月から 助成額が変わります ☞3P参照
	III 賃金規定等改定コース★	賃金規定等を 2%以上増額改定し、昇給を図る	
	IV 健康診断制度コース★	法定外の健康診断制度を新たに規定し、4人以上に実施する	
	V 賃金規定等共通化コース★	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	
	VI 諸手当制度共通化コース(新規)★	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	
	VII 選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新規)★	500 人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を導入する際に、賃金引き上げを実施する	
VIII 短時間労働者労働時間延長コース★	短時間労働者の週所定労働時間を延長し社会保険に加入する		
高齢者	●65歳超雇用推進助成金		
	I 65歳超継続雇用促進コース	①65歳以上への定年引上げ、②定年の定め廃止、③希望者全員を対象とする 66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する	※平成 29 年 5 月 1 日から 助成額が変わります ☞4P参照
	II 高齢者雇用環境整備支援コース★	高齢者の雇用環境整備の措置を実施する	※平成 29 年 4 月から 助成額が変わります ☞4P参照
	III 高齢者無期雇用転換コース★	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換する	☞4P参照
建設労働者	●建設労働者確保育成助成金		
	III 雇用管理制度助成コース★	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職を実施する	【目標達成助成】 第1回:57万<72万> 第2回:85.5万<108万>
	IV 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース★	雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	1人あたり 年額 9.5万<12万> (最大3年間)
	V 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース★	若年者及び女性の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	支給対象経費の 3/5<3/4>
	IX 女性専用作業員施設設置女性コース★	自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借する	支給対象経費の 3/5<3/4>

※ 上記のほか、介護労働者・保育労働者向けの職場定着支援助成金もあります。

※ ★は、生産性要件を付与する助成金です。生産性要件を満たす場合の助成額は<△△>で記載しています。

※ 助成金の財源は、事業主拠出の雇用保険二事業です。

< >は生産性要件を満たす場合の額、()は中小企業以外の額

I 正社員化コース

- ①有期→正規:1人あたり 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)
 - ②有期→無期:1人あたり 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
 - ③無期→正規:1人あたり 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
 - 派遣労働者を派遣先が正規雇用として直接雇用する場合の加算額
 - ①③:1人あたり 28万5,000円<36万円>(中小企業以外も同額)
 - 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合および若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合の加算額
 - ①:1人あたり 9万5,000円<12万円>(中小企業以外も同額)
 - ②③:1人あたり 47,500円<6万円>(中小企業以外も同額)
 - 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合の加算額
 - ①③:1事業所あたり 9万5,000円<12万円>(71,250円<9万円>)
- ※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。

III 賃金規定等改定コース

- ①すべての有期労働契約者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が	1人～3人	:9万5,000円<12万円>(71,250円<9万円>)
	4人～6人	:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)
	7人～10人	:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>)
	11人～100人	:1人あたり 28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>)
- ②雇用形態別、職種別等一部の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が	1人～3人	:47,500円<6万円>(33,250円<42,000円>)
	4人～6人	:9万5,000円<12万円>(71,250円<9万円>)
	7人～10人	:14万2,500円<18万円>(9万5,000円<12万円>)
	11人～100人	:1人あたり 14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
- 中小企業において3%以上増額した場合の加算額
 - ①:1人あたり 14,250円<18,000円>、②:1人あたり 7,600円<9,600円>
- 「職務評価」を活用して処遇改善を行った場合の加算額
 - 1事業所あたり 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)

IV 健康診断制度コース

一事業所あたり 38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)

V 賃金規定等共通化コース

一事業所あたり 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)

VI 諸手当制度共通化コース(新規)

一事業所あたり 38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)

VII 選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新規)

基本給の増額割合に	3%以上 5%未満	:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>)
応じて、1人あたり	5%以上 7%未満	:38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)
	7%以上 10%未満	:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>)
	10%以上 14%未満	:76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)
	14%以上	:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>)

VIII 短時間労働者労働時間延長コース

5時間以上延長 :1人あたり 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)

※上記「Ⅲ又はⅦのコースと併せ、労働者の手取りが減少しない取組を行った場合は以下の助成もあり

1時間以上 2時間未満	:1人あたり 38,000円<48,000円>(28,500円<36,000円>)
2時間以上 3時間未満	:1人あたり 76,000円<96,000円>(57,000円<72,000円>)
3時間以上 4時間未満	:1人あたり 11万4,000円<14万4,000円>(85,500円<10万8,000円>)
4時間以上 5時間未満	:1人あたり 15万2,000円<19万2,000円>(11万4,000円<14万4,000円>)

※すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

65歳超雇用推進助成金 ～平成29年度から助成額が変わります～

I 65歳超継続雇用促進コースの助成額

平成29年4月30日までの支給申請分

65歳以上への 定年引上げ	66歳以上への定年引上げ 又は、定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳まで	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

(注) 定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみとなります。



平成29年5月1日以降支給申請分から

【65歳以上への定年引上げ・定年の定めの廃止】

()は引上げ幅

60歳以上 被保険者数	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 ()は引上げ幅

(注) 定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみとなります。

60歳以上 被保険者数	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

※ 対象となる60歳以上の被保険者とは、1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働契約を締結する労働者又は定年後の継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

II 高年齢者雇用環境整備支援コースの助成額

助成割合	対象となる被保険者1人あたりの上限額
雇用環境整備計画の実施期間内に要した支給対象経費の 60%＜75%＞(45%＜60%＞)	28万5千円＜36万円＞

＜ ＞は生産性要件を満たす場合の額、()は中小企業以外の額

III 高年齢者無期雇用転換コースの助成額

助成額
対象労働者1人あたり48万円＜60万円＞(38万円＜48万円＞)

＜ ＞は生産性要件を満たす場合の額、()は中小企業以外の額

★「対象労働者」とは、通算雇用期間が6ヶ月以上で、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者をいいます。